

「農の雇用事業」参加のご案内！

全国農業会議所では、農業法人等が従業員を新たに雇用して、農業技術などの研修をする場合に、研修費用の一部を助成する「農の雇用事業」(平成24年度は4回募集)の参加者を募集します。

◇助成内容

研修生1人当たり年間最大120万円を最長2年間

内訳 ① 新規就業者に対する研修費(月額上限97000円)

② 指導者の技能向上のための研修費(月額上限3000円)

◇募集・研修等の期間

	募 集 期 間	研修助成期間	研修生の採用日
第1・2回募集		①平成24年4月 ②平成24年7月 ～25年3月 ～25年6月	平成23年10月15日 ～24年5月15日
第3回募集	平成24年8月1日 ～9月14日	平成24年11月 ～25年10月	平成24年2月1日 ～24年9月14日
第4回募集	平成24年11月1日 ～12月14日	平成25年2月 ～26年1月	平成24年5月1日 ～24年12月14日

(注1)第1・2回募集は終了しました。

(注2)助成期間の2年目は平成25年度予算で措置される予定です

◇事業参加に当たっての主な要件<詳しい要件はHPか農業会議まで>

- ① 雇用保険、労災保険に加入すること
- ② 税務署に、給与支払い事務所等の開設届けを提出すること
- ③ 本事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと
- ④ 新規就業者(研修生)が農業法人等の代表の3親等以内でないこと(労働者性が認められる場合を除く)
- ⑤ 1週間の所定労働時間が35時間以上であること
- ⑥ 研修生は農業経験5年以内で、雇用期間の定めのない正規の従業員として雇用契約を締結していること
- ⑦ 研修生が、過去に当該農業法人等の正規の従業員ではなかったこと

(注)3回目以降の募集では、要件が変更(概ね45歳以下)になります。

◆申込み・問い合わせは 広島県農業会議へ

詳しくはインターネットで URL <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/>

農の雇用 で検索！

「農の雇用事業」募集要領

(平成24年度第2回募集)

全国農業会議所

全国農業会議所では、新たに就業希望者を雇用する農業法人等に対して、研修に要する経費などを助成する「農の雇用事業」の平成24年度第2回の参加者を募集します。

本事業の実施を希望される農業法人等の方は、4月2日～5月15日（必着）までに各都道府県の農業会議に必要な申請書類を提出してください。

平成24年度の募集については、これまでの事業よりも支援内容が充実しております（助成額：年間最大120万円、支援期間：最長2年間）。また、平成24年度は、今後、2回の募集を予定しており、それぞれ8月頃、11月頃に募集開始する予定です（なお、8月以降の募集は、原則45歳未満の研修生を雇用する場合があります。）。

I 助成内容

農業法人等が平成23年10月15日から平成24年5月15日までの間に正社員として雇用（就業を開始）した新規就業者に対して、農業生産技術や経営ノウハウなど就農に必要な技術を習得させる研修を実施する場合、研修に要する経費の一部を最長2年間（※）助成します。

※今回の募集では、平成23年度第4次補正予算により研修1年目（最長12ヶ月）を支援。2年目の支援については、別途予算を措置した上で実施予定。

1 助成額及び助成期間

(1) OJT研修に対する助成

農業法人等が新規就業者（以下「研修生」という。）を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修に必要な経費の一部を助成します。

ア 助成額

研修生1人当たり 年間最大120万円

内訳 ①新規就業者に対する研修費※¹ 月額最大97,000円

②指導者研修費※² 年間最大36,000円

※1 助成額の上限は研修生に支払った月あたりの賃金額となります。

※2 指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。

イ 助成対象経費

① 新規就業者に対する研修費

(ア) 農業法人等の指導者が、研修生に対して技術・経営ノウハウ等を習得させるために行う研修経費、就業上必要な各種資格取得のための講習費、テキスト購入費、受験料

(イ) 外部講師（先進的な農業法人、専門的な知識を有する者など）からの指導を受けた際の謝金

(ウ) 研修実施及び資格取得に必要な交通費

(エ) 研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料の事業主負担分※

※社会保険（厚生年金保険料、健康保険料）の事業主負担分は対象となりません。

② 指導者研修費

研修生を指導する者又は経営者等が、農業法人等における人材育成や労務管理等の向上に必要な知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金やテキスト購入費、研修に必要な交通費（①の研修期間中に実施するものに限り）。

ウ 助成期間

最長２年間（２３年度４次補正予算では研修１年目を支援します。２年目については別途措置される予定です。）

（２）その他

研修生が定住外国人の場合、研修生が日本語研修を受けるために教育機関に支払った経費について研修生１人当たり月額上限３０，０００円まで（最長６ヶ月間）助成します。

２ 研修助成の対象となる期間

平成２４年７月から最長で１２ヶ月。なお、助成期間の終了後も継続して研修が必要と認められる場合は、継続して支援（最長２年間）を受けることが可能です。

３ 採択数の上限

申請数が多数の場合は、採択数、助成対象期間を調整する場合があります。

Ⅱ 募集期間、申請先

１ 募集期間

平成２４年４月２日（月）～ 平成２４年５月１５日（火）

※郵送の場合は、当日必着。

※本事業の対象となる研修生（新規就業者）は、応募時点で当該農業法人等において就業を開始している必要があります。

２ 申請先

各都道府県の農業会議（別紙をご覧ください）

※申請する農業法人等の所在地と研修場所が異なる場合は、研修場所が所在する都道府県の農業会議に申請してください。

３ 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、各都道府県の農業会議窓口、「農の雇用事業」のホームページで入手できます。

○「農の雇用事業」ホームページ（※検索エンジンで「農の雇用」と検索してください）
【<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original>】

①「農の雇用事業」申請書類チェックリスト（様式研第１号）

② 研修実施計画書（様式研第２号）

【※研修計画の記載例を参照し、記載すること。】

③ 雇用契約内容確認書（様式研第３号）

④ 登記簿謄本（法人経営の場合。提出日より３ヶ月以内のもの）

⑤ 研修責任者の履歴書

【※写真を必ず添付すること。

※職歴等は空白期間がないようにし、申請日までの最新の履歴を記入すること。】

⑥ 研修責任者が認定農業者であることを証する資料の写し（研修責任者の農業経験が５年未満の場合）

⑦ 研修生（新規就業者）の履歴書

【※写真を必ず添付すること。

※職歴等は空白期間がないようにし、申請日までの最新の履歴を記入すること。】

⑧ 研修生が障害者の場合は身体障害者手帳、療養福祉手帳、精神障害者福祉手帳、医

師の診断書等の写し

- ⑨ 研修生が外国人の場合は、外国人登録証明書等の写し
- ⑩ 就業規則（研修生が業務に従事する事業所に常時10人以上の従業員がいる場合は提出が必須です。10人未満の場合でも就業規則を定めていれば提出してください。）
- ⑪ 研修生が事業実施法人等の代表者の親族・姻族（3親等以内）の場合は、親族関係にない当該研修生以外の従業員の雇用契約書の写しおよび雇用保険への加入を証する資料の写し
- ⑫ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届け出を行っている場合は、一般事業主行動計画の写し

Ⅲ 事業の応募要件

本事業を実施するためには、次の要件のすべてを満たす必要があります。

1 農業法人等の要件

ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること。

「農業法人」、「農業者」は、農業生産による農畜産物（生産した農畜産物を原料とした加工品を含む。）の販売収入のある者とする。また、「農業サービス事業体」は、酪農ヘルパーやコントラクター等の農業生産に必要な作業の一部を概ね年間を通じて請け負う事業体であり、選果場や集出荷場等の単純作業のみを行う事業体は含まない。

イ 農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む）に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、経営ノウハウ、農産加工技術、販路開拓手法、販売接客能力など農業生産に必要な能力を身につけさせるための研修を行うこと。ただし、実施する研修において作物の栽培管理技術又は家畜の飼養技術は必須とする。

ウ 研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る指導者である「研修責任者」を置くこと。研修責任者は、当該農業法人等の役員（経営主本人を含む）又は従業員であり、5年以上の農業経験を有する者（経営主本人を含む）または農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者（法人の場合は代表者に限る）とし、研修期間中に1人の研修責任者が指導できる研修生は、本事業及び被災者向け農の雇用事業において過去に採択した研修生を含めて3人までとする。

エ 研修生との間で、正規の従業員（農業法人等の役員等は含まない）として期間の定めのない雇用契約を締結（以下、「正社員」という）し、原則として労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入させること。なお、正社員としての労働時間および雇用保険等の加入については、次のとおりとする。

（ア）1週間の所定労働時間が当該農業法人等の他の従業員と同じ（当該農業法人等の就業実態に即したフルタイムの勤務体系）であることとし、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）は35時間以上であること。ただし、研修生が障がい者の場合は1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）が20時間以上であること。

（イ）雇用保険及び労働者災害補償保険の加入に関しては、研修開始後2ヶ月以内に、以下の書類の写しを都道府県農業会議に提出することとする。書類が提出されない場合、採択を取り消す。ただし、雇用保険法で定める任意適用事業に該当する場合であって、雇用保険への加入が認められない場合は、その旨を都道府県農業会議に報告すること。

① 雇用保険提出書類：「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」

② 労働者災害補償保険提出書類：「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」または、労働保険事務組合が発行する加入関係通知

- オ 税務署に対して、「給与支払事務所等の開設届出書」を提出し、届けを証する資料を研修開始後2ヶ月以内に都道府県農業会議に提出すること。
- カ 研修生に対する給与が最低賃金を下回っていないこと。ただし、研修生が障がい者であり、最低賃金の減額の特例許可を受けている場合を除く。
- キ 常時10人以上の従業員を雇用する農業法人等は、就業規則を定めていること。
- ク 労働基準法等で定められた管理帳簿（出退勤の時間が記された出勤簿、賃金台帳、労働者名簿のいわゆる法定3帳簿）を整備していること。
- ケ 本事業に係る研修生について、今回の雇用契約より前に正社員としての雇用関係がないこと。
- コ 過去における雇用および研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合を除く。なお、「法令に違反する等のトラブル」とは、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等があるものとする。
- サ 本事業において実施する研修生の就農状況等の調査について、研修中、研修修了直後、1年後、2年後、3年後に協力すること。
- シ 研修の実施について、本事業と重複する国および地方公共団体による他の助成を受けていないこと。また、研修生の雇用を理由として、本事業の研修期間と重複する期間を対象とした、国による研修生の人件費に対する助成、雇用奨励金などを受給していないこと。
なお、研修開始後に国、地方公共団体からの助成等を受ける場合は、本事業との重複がないか確認する為、事前に都道府県農業会議に相談すること。
- ス 事業実施農業法人等が過去に本事業の研修生として研修実施年度の4カ年度前までに研修を開始した研修生の数が2人以上いる場合、次の事項に該当する理由がなく正社員として雇用していない研修生の数が3分の1を超えていないこと。
(ア) 研修生の責めに帰すべき理由による解雇
(イ) 研修生の都合による離職
(ウ) 研修生の死亡
(エ) 天災その他やむをえない理由により、事業の継続が不可能になった場合による解雇
- セ 過去に本事業及び被災者向け農の雇用事業において、本会が別途定める規定に抵触する採択の取消または研修の中止がないこと。ただし、採択の取消または研修の中止の理由が研修生側にある場合を除く。
- ソ 本会または農業会議から研修実施状況及び関係書類等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、事業実施農業法人等は、全国農業会議所または都道府県農業会議から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。
- タ 研修期間中に、研修生に対して日本農業技術検定等の技術習得状況等が確認できる検定試験を受検させること。ただし、研修生の傷病等やむを得ない理由により受験できなかった場合、研修終了後6ヶ月以内に受験させること。
- チ 農業法人等の代表者または研修責任者は、指導者養成研修会に出席すること。また、研修生を事業説明・研修会に出席させること。

2 研修生（新規就業者）の要件

- ア 就農意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就農する意思がある者。
就農の意思等は、研修実施計画書（様式研第2号）の「2 新規就業者（研修生）の概要」の「5 年後の将来のビジョン」、「農業インターンシップ経験」欄の記載内容、研修生の履歴書等により判断する。
- イ 平成23年10月15日から平成24年5月15日までに農業法人等で正社員として就業を開始している者。
- ウ 主に農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む）に関する業務に従事する者であること。

- エ 過去の農業従事期間等が5年以内の者であり、就業にあたり研修実施が必要であると農業法人等就農実践研修支援推進委員会が認めた者。就業期間等とは、農業法人等の従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイト、研修を含む）及び研修受講生として農業生産に従事した期間及び自営農業に従事した期間の合計とする。なお、農業高校、農業大学校等における修学期間は、就業期間に含めない。
- オ 本事業において研修中、研修終了直後、1年後、2年後、3年後に実施する研修生の就業状況等の調査について協力すること。
- カ 事業実施法人等の代表者の親族・姻族（3親等以内）でないこと。ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - （ア）集落営農組織（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準じる組織をいう）に採用される場合。
 - （イ）親族以外の雇用保険被保険者がいる雇用保険適用事業所に採用され、他の従業員と同等の雇用条件である場合。
- キ 全国農業会議所または都道府県農業会議から研修実施状況の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、研修生は、全国農業会議所または都道府県農業会議から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。
- ク 研修生が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。
- ケ 過去において、本事業に採択されていないこと。

IV 採択にあたって優先する事項

事業の応募要件を満たしている申請について、以下の項目により採択の優先順位を付けます。（優先順位が低い場合は応募要件を満たしていても採択されない場合があります。）

<優先順位を上げる項目>

- ア 39歳以下の新規就業者を雇用
- イ 社会保険（厚生年金保険、健康保険）に加入している
- ウ 就業規則を定めている（研修生が業務に従事する事業所に常時10人未満の経営体）
※研修生が業務に従事する事業所に常時10人以上の従業員がいる場合は、就業規則を定めていることが要件です。
- エ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届け出を行っている事業主
※「一般事業主行動計画」とは、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画です。
（参考）◇一般事業主行動計画について：

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

◇両立支援のひろば：<http://www.ryouritsu.jp/hiroba/>

- オ 採用前に全国農業会議所が実施するインターンシップ（短期就業体験）を受けた新規就業者を雇用
※全国農業会議所では、就業後の早期離職を防止するために、就業前に短期間就業を体験する「インターンシップ」の実施を勧めています。応募期間中に雇用される場合は、インターンシップを実施してみても良いでしょう。詳しくは、全国農業会議所までお問い合わせください。
- カ 月額基本給制（従事した時間や日数ではなく、基本給に基づく給与体系）である
※時間給や日給を定め、従事した時間や日数に応じて賃金を一月分まとめて支払うものは、月額基本給制には該当しません。

<優先順位を下げる項目>

- ア これまでに本事業による研修実施後の就業定着率が低い
イ 1経営体からの応募申請者が4名以上（4人目以降の順位が下がります）

V 審査結果の通知

申請内容を審査した上で、6月下旬を目途に審査結果を応募者に通知します。

VI 注意事項

- (1) 本事業の研修期間と重複する期間を対象とした他の助成等を受ける場合は対象となりませんので、必ず事前に都道府県農業会議に相談して頂くとともに、研修実施計画書（様式研第2号）の「5その他」欄に事業の内容等を記載してください。
- (2) 採択後、研修責任者は指導者養成研修会に、新規就業者は事業説明会に出席していただきます。出席しない場合、原則として採択を取り消します。
- (3) 採択後に、研修実施計画書等の変更、その他の理由により、要件を満たさなくなった場合は、採択を取り消します。
- (4) 助成金の申請は12ヶ月間の研修期間を1期4ヶ月ごとに区切り、3回行う必要があります。また、研修実施状況を確認した上で助成金を支払う仕組みとしておりますので、研修開始後4ヶ月ごとに都道府県農業会議が行う現地確認に協力するとともに、4ヶ月ごとに研修記録簿、助成金交付申請書等の書類を提出していただきます。
これらの書類が期日までに提出されない場合、採択を取り消す場合があります。
- (5) 採択後に、次に該当する場合は、助成金の全部又は一部を交付しません。既に交付した助成金については、別途規定する加算金を付加して返還を求めます。
 - ① 著しく研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合。
 - ② 著しく研修の効果が認められない場合。
 - ③ 農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、又は新規就業者の責めに帰すべき理由による場合を除く）。
 - ④ 農林水産省および全国農業会議所が定める交付条件等に違反したとき。
 - ⑤ 虚偽の申請や報告等、本事業に関する不正が認められたとき。
 - ⑥ 研修開始後4ヶ月（1期）ごとの翌月末までに、研修記録簿等助成金の申請に係る資料が提出されない場合。なお、4ヶ月ごとの助成期間を通じて、就業時間が週35時間に満たない場合または最低賃金を下回る場合は、当該期間の助成金の支払いを留保し、次期以降の申請時に、それまでに申請のあった期間を通算して要件を満たすことを確認して支払うこととしております。

VII その他

1 求人活動への支援

本事業の実施を希望される農業法人等で就業希望者をお探しの方は、全国農業会議所（全国新規就農相談センター）のホームページに求人情報を掲載するなど、求人活動への協力をいたしますので、（様式相第1号）に必要事項を記載の上、全国農業会議所または各都道府県の農業会議までご相談ください。また、東日本大震災で被災された方を積極的に雇用したい農業法人等の募集も行っております。あわせて、被災農業者や就農を希望する被災者の雇用を支援す

る「被災者向け農の雇用事業」についても別途、随時申請を受け付けていますので、ご活用ください。

2 採用前の事前就業体験への支援

全国農業会議所では、農業法人等が正社員採用予定者に対して事前に就業体験を実施することを支援しています。

採用前に就業体験を行うことにより、経営者と就業希望者の双方が農業への適性について確認でき、就業希望者の職場に対する理解も深まり採用した後もスムーズに業務に当たることができます。また、就業後に、新規就業者が自分の抱いていたイメージとのギャップを感じて早期離職することの防止にもつながります。

全国農業会議所では、正社員採用前の就業体験（1週間～6週間、休日は週2日以内。複数回に分けての実施も可能）を行う農業法人等に対し、体験者の受け入れ1人当たり2万円の助成を行うとともに、体験期間中の傷害保険料を助成していますので、ご活用ください。

「農の雇用事業」の実施状況

平成24年5月現在

		研修生(人)	法人	研修生(人)	備考
20補正	全国枠	1,000	1,057	1,226	研修終了
研修開始	2009年4月	広島県	28	33	研修開始時
研修終了	2010年3月		18	20	研修終了時
21・1補正	全国枠	2,000	1,180	1,835	研修終了
研修開始	2009年8月	広島県	17	25	研修開始時
研修終了	2010年7月		14	15	研修終了時
21・2補正	全国枠	500	534	536	研修終了
研修開始	2010年1月	広島県	6	6	研修開始時
研修終了	2010年12月		4	4	研修終了時
22年予算	全国枠	1400	1,060	1,456	研修終了
研修開始	2010年8月	広島県	15	19	研修開始時
研修終了	2011年7月		13	15	研修終了時
22・2追加	全国枠	500	611	800	研修終了
研修開始	2010年12月	広島県	8	14	研修開始時
研修終了	2011年11月		8	11	研修終了時
23年1回	全国枠	1000	680	1,003	研修中
研修開始	2011年8月	広島県	13	18	研修開始時
研修終了	2012年7月		12	16	現時点
23年2回	全国枠	500	397	507	研修中
研修開始	2011年12月	広島県	6	9	研修開始時
研修終了	2012年11月		5	5	現時点
24年1回	全国枠	1750	440	563	研修中
研修開始	2012年4月	広島県	9	10	研修開始時
研修終了	2013年3月		7	8	現時点

* 24年度は第1回から第4回募集までで、3750人を予定。

	募集研修生枠	採択法人数	採択研修生数	
全 国	8,650	5,959	7,926	
広島県採択数		102	134	中止者数
広島県研修終了・研修中			94	40

「農の雇用事業」経営体別一覧(平成20年度～平成24年度第1回まで)

NO.1

	市町	経営体名	年度	年齢	性別	結果
1	広島市	(有)山本牧場	H20	26	男	中止
	広島市	(有)山本牧場	H21-2	22	男	研修終了
2	広島市	(株)ファーマーズ・マーケット	H22-1	29	男	研修終了
	広島市	(株)ファーマーズ・マーケット	H22-1	44	男	中止
3	広島市	(農)戸山の郷中王	H23-1	34	男	研修中
4	呉市	(有)美づ葉	H21-1	37	男	研修終了
	呉市	(有)美づ葉	H22-2	41	男	研修終了
5	三原市	(有)梶谷農園	H20	20	男	研修終了
	三原市	(有)梶谷農園	H21-2	26	男	研修終了
	三原市	(有)梶谷農園	H22-1	26	男	中止
6	三原市	(株)久井牧場	H22-1	20	男	研修終了
	三原市	(株)久井牧場	H24-1	26	男	研修中
7	三原市	(株)アグリック明豊	H23-2	24	男	研修中
8	三原市	(株)和	H20	33	男	中止
9	三原市	村上 基治	H22-1	28	男	研修終了
10	尾道市	(有)百島農園	H20	32	男	研修終了
	尾道市	(有)百島農園	H21-1	28	男	中止
	尾道市	(有)百島農園	H21-2	49	男	中止
	尾道市	(有)百島農園	H22-1	41	男	研修終了
	尾道市	(有)百島農園	H23-1	28	男	研修中
	尾道市	(有)百島農園	H23-1	31	男	研修中
11	尾道市	(有)みつぎ農園	H22-2	32	男	研修終了
	尾道市	(有)みつぎ農園	H22-2	55	女	中止
	尾道市	(有)みつぎ農園	H24-1	58	男	中止
12	尾道市	(株)元気丸	H20	26	男	中止
	尾道市	(株)元気丸	H23-1	42	男	研修中
13	尾道市	(株)ももしま観光農園	H24-1	60	男	研修中

「農の雇用事業」経営体別一覧(平成20年度～平成24年度第1回まで)

NO.2

	市町	経営体名	年度	年齢	性別	結果
14	福山市	(株)柳津農園	H23-2	34	男	中止
	福山市	(株)柳津農園	H23-2	21	男	中止
	福山市	(株)柳津農園	H23-2	21	男	中止
	福山市	(株)柳津農園	H23-2	22	男	中止
15	福山市	(農)むべやまの里	H22-2	57	男	研修終了
	福山市	(農)むべやまの里	H22-2	57	男	研修終了
	福山市	(農)むべやまの里	H23-1	36	男	研修中
16	福山市	(農)あすら	H21-2	23	男	研修終了
17	三次市	(有)平田観光農園	H20	20	男	研修終了
	三次市	(有)平田観光農園	H21-1	38	男	研修終了
	三次市	(有)平田観光農園	H22-1	26	男	研修終了
	三次市	(有)平田観光農園	H22-1	22	女	研修終了
	三次市	(有)平田観光農園	H23-1	28	男	研修中
18	三次市	(農)布野大仙農場	H20-2	20	男	研修終了
	三次市	(農)布野大仙農場	H22-1	20	女	中止
19	三次市	(株)ライスファーム藤原	H20	18	男	中止
	三次市	(株)ライスファーム藤原	H23-1	28	男	中止
20	三次市	(株)アグリ君田	H20	27	男	研修終了
	三次市	(株)アグリ君田	H24-1	27	男	中止
21	三次市	上郷営農(有)	H20	45	男	研修終了
22	庄原市	(有)マム・ガーデン ミヤオ	H20	51	男	研修終了
	庄原市	(有)マム・ガーデン ミヤオ	H20	17	男	中止
	庄原市	(有)マム・ガーデン ミヤオ	H22-1	50	男	研修終了
	庄原市	(有)マム・ガーデン ミヤオ	H22-2	23	男	研修終了
	庄原市	(有)マム・ガーデン ミヤオ	H22-2	44	男	中止
	庄原市	(有)マム・ガーデン ミヤオ	H22-2	39	女	中止
23	庄原市	(有)グリーンファーム	H21-1	37	男	研修終了
	庄原市	(有)グリーンファーム	H22-1	29	男	研修終了
24	庄原市	福本農産(福本博昭)	H21-1	23	男	研修終了
	庄原市	(株)福本農産	H22-2	22	男	研修終了
25	庄原市	(有)TSコーポレーション 高野ふれあい農場	H20	21	男	中止
26	庄原市	(株)ライブストック	H22-1	22	女	研修終了
27	庄原市	(農)ゆき	H20	19	女	中止

「農の雇用事業」経営体別一覧(平成20年度～平成24年度第1回まで)

NO.3

	市町	経営体名	年度	年齢	性別	結果
28	東広島市	(有)有田園芸農場	H20	58	男	研修終了
	東広島市	(有)有田園芸農場	H20	32	男	研修終了
	東広島市	(有)有田園芸農場	H21-1	45	男	研修終了
	東広島市	(有)有田園芸農場	H21-1	44	男	研修終了
	東広島市	(有)有田園芸農場	H21-1	44	男	中止
	東広島市	(有)有田園芸農場	H21-1	46	男	中止
	東広島市	(有)有田園芸農場	H21-1	44	男	中止
	東広島市	(有)有田園芸農場	H23-1	27	女	研修中
	東広島市	(有)有田園芸農場	H23-1	39	男	研修中
	東広島市	(有)有田園芸農場	H24-1	40	男	研修中
29	東広島市	(有)トムミルクファーム	H22-1	20	女	研修終了
	東広島市	(有)トムミルクファーム	H22-1	24	男	研修終了
30	東広島市	(農)ファーム・おだ	H21-1	36	男	研修終了
31	東広島市	(株)あすか	H23-1	64	男	研修中
32	廿日市市	プログレッソはつかいち苺ファーム	H21-1	29	男	中止
	廿日市市	プログレッソはつかいち苺ファーム	H21-1	31	男	中止
	廿日市市	プログレッソはつかいち苺ファーム	H21-1	23	男	中止
33	安芸高田市	(農)広島牧場	H20	21	女	研修終了
	安芸高田市	(農)広島牧場	H20	20	女	中止
	安芸高田市	(農)広島牧場	H21-1	24	男	研修終了
	安芸高田市	(農)広島牧場	H21-1	50	男	取消
	安芸高田市	(農)広島牧場	H21-1	46	女	中止
	安芸高田市	(農)広島牧場	H23-1	36	男	研修中
34	安芸高田市	(有)援農甲立ファーム	H20	25	女	中止
	安芸高田市	(有)援農甲立ファーム	H21-1	25	男	研修終了
35	安芸高田市	(有)クリーンカルチャー	H20	19	男	研修終了
	安芸高田市	(有)クリーンカルチャー	H21-1	36	男	中止
36	安芸高田市	(有)時川プロダクト	H23-1	31	男	研修中
	安芸高田市	(有)時川プロダクト	H24-災-	32	男	研修中
37	安芸高田市	(株)トペコおばら	H23-2	30	男	研修中
38	江田島市	(有)グリーンファーム沖美	H24-1	32	男	研修中
39	大崎上島町	亀田 文男	H21-1	20	男	研修終了
	大崎上島町	(株)亀田農園	H23-2	21	男	研修中
40	北広島町	(有)千代田ファーム	H20	18	男	研修終了

「農の雇用事業」経営体別一覧(平成20年度～平成24年度第1回まで)

NO.4

	市町	経営体名	年度	年齢	性別	結果
41	世羅町	世羅菜園(株)	H20	29	男	研修終了
	世羅町	世羅菜園(株)	H20	49	男	研修終了
	世羅町	世羅菜園(株)	H21-1	44	男	研修終了
	世羅町	世羅菜園(株)	H22-2	57	男	研修終了
	世羅町	世羅菜園(株)	H22-2	20	男	研修終了
	世羅町	世羅菜園(株)	H23-1	39	男	研修中
	世羅町	世羅菜園(株)	H23-1	31	男	研修中
	世羅町	世羅菜園(株)	H24-1	25	男	研修中
42	世羅町	(有)こめ奉行	H20	51	女	中止
	世羅町	(有)こめ奉行	H21-1	32	男	研修終了
	世羅町	(有)こめ奉行	H21-1	34	男	中止
	世羅町	(有)こめ奉行	H22-1	28	男	研修終了
	世羅町	(有)こめ奉行	H24-1	37	男	研修中
	世羅町	(有)こめ奉行	H24-1	33	男	研修中
43	世羅町	(有)黒瀬農園	H20	31	男	中止
	世羅町	(有)黒瀬農園	H21-1	34	男	研修終了
	世羅町	(有)黒瀬農園	H21-2	35	男	研修終了
	世羅町	(有)黒瀬農園	H22-1	42	女	研修終了
	世羅町	(有)黒瀬農園	H22-1	28	女	中止
44	世羅町	(株)世羅協同農場	H20	28	女	研修終了
	世羅町	(株)世羅協同農場	H21-1	35	男	研修終了
	世羅町	(株)世羅協同農場	H22-1	38	女	研修終了
	世羅町	(株)世羅協同農場	H23-2	17	男	研修中
45	世羅町	(農)世羅幸水農園	H23-1	23	男	研修中
	世羅町	(農)世羅幸水農園	H23-1	22	女	研修中
	世羅町	(農)世羅幸水農園	H23-1	27	男	研修中
46	世羅町	世羅高原農場	H20	38	男	研修終了
	世羅町	世羅高原農場	H22-2	24	男	研修終了
	世羅町	世羅高原農場	H22-2	34	女	研修終了
47	世羅町	(株)サンワファーム	H20	21	男	研修終了
	世羅町	(株)サンワファーム	H22-1	24	女	研修終了
48	世羅町	(株)セラーリオ	H20	30	男	研修終了
	世羅町	(株)セラーリオ	H20	36	女	中止
49	世羅町	(農)くろぶち	H20	20	女	研修終了
50	世羅町	(有)ゆう食品	H20	37	女	中止
51	世羅町	(農)吉浦牧場 つくし分場	H22-2	23	女	研修終了
52	世羅町	(農)恵	H24-1	42	女	研修中
53	世羅町	寺岡有機農場(有)(世羅農場)	H20	34	男	研修終了
	福山市	寺岡有機農場(有)(福山農場)	H21-1	21	男	研修終了

「農の雇用事業」市町別一覧(平成20年度～平成24年度第1回まで)

市町	H20				H21				H22				H23				H24				合計					
	経営体	研修者	研修者		経営体	研修者	研修者		経営体	研修者	研修者		経営体	研修者	研修者		経営体	研修者	うち研修中	うち中止等	延べ経営体	実経営体	研修者	うち終了者	うち研修中	中止等
			うち終了者	うち中止等			うち終了者	うち中止等			うち終了者	うち中止等			うち終了者	うち中止等										
1 広島市	1	1	1	0	1	1	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0	4	3	5	2	1	2				
2 呉市	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	2	0	0				
3 三原市	2	2	1	1	1	1	3	2	1	1	1	1	0	1	1	0	8	5	8	4	2	2				
4 尾道市	2	2	1	1	1	2	3	2	1	3	5	4	1	1	1	0	9	4	13	3	4	6				
5 福山市	0	0	0	0	2	2	2	2	0	1	2	2	1	4	0	0	5	4	9	4	1	4				
6 三次市	5	5	4	1	1	1	3	2	1	2	2	1	1	1	1	0	11	5	12	7	1	4				
7 庄原市	3	4	1	3	2	2	7	4	2	0	0	0	0	0	0	0	9	6	13	8	0	5				
8 東広島市	1	2	2	0	2	6	2	3	2	2	3	3	0	1	1	0	7	4	14	7	4	3				
9 廿日市市	0	0	0	0	1	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	3				
10 安芸高田市	3	4	2	2	3	5	0	3	0	0	0	3	0	1	1	0	10	5	13	4	4	5				
11 江田島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0				
12 北広島町	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0				
13 大崎上島町	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	1	1	0				
14 世羅町	10	12	8	4	4	6	5	1	1	7	10	9	6	0	3	4	27	13	38	22	10	6				
合計	28	33	20	13	20	31	19	12	7	22	33	26	21	6	9	10	8	2	97	54	134	65	29	40		

男:109人
女: 25人